

## 情報化推進対策特別委員会の開催（全国知事会）

本会は、6月14日（金）、情報化推進対策特別委員会（委員長 梶原 岐阜県知事 別添名簿参照）を都道府県会館で開催し、別添のとおり、「e-LG戦略」-住民の視点に立って-を本委員会の提言として決定いたしました。

当委員会は、昨年7月の全国知事会議で設置が決まり、8月に第1回委員会を開催して下記の検討課題を設定以降、これらに関して全都道府県にアンケート調査を実施した上で、IT施策実施上の都道府県の共通課題を明らかにし、その解決方策等について協議を行ってきました。

今回決定された提言では、今後の地方公共団体のIT施策は、住民の視点に立った（住民オリエンテッドな）電子自治体化戦略（「e-LG（Local Government）戦略」）が必要であり、「分担と連携」をキーワードに、公共モデルの開発、地域住民の情報力強化、地域における高度な人材養成、情報インフラの整備・相互活用、業務改革の推進、IT産業の総合的支援及び電子自治体の先進地域、先進国との連携・交流を具体的な施策として取り組むこととしています。

なお、この提言は、6月18日に開催される予定の国のIT戦略本部に梶原委員長から提案する予定となっております。

### 「検討課題」

情報通信基盤の整備等ITの推進に係る国・地方公共団体・民間の役割について

地域情報通信ネットワークの整備・運営を円滑に行うための各種環境  
整備について

電子都道府県庁の構築及びITを活用した地域間の広域連携の促進等  
について

# 「e - L G戦略」

- 住民の視点に立って -

平成14年6月14日

全 国 知 事 会

情報化推進対策特別委員会

## 「e - L G戦略」 - 住民の視点に立って -

### 【策定の意義】

国においては「e - J a p a n戦略」の中で「5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」との明確な目標を定め、その実現を図るべく「e - J a p a n重点計画」を定め、実現に努めている。

IT革命のもたらす恩恵は、生活インフラ整備をはじめ様々な面で都市部と格差が生じている地方においてこそ、より大きく享受されるべきものであるとの考え方にに基づき、これまでも光ファイバ網の整備をはじめ、各自治体は独自のIT戦略・構想等のもと可能な限りのIT施策の推進を図っている。

しかしITが普及し、特に情報インフラが整備され、国民・住民の様々な分野(経済・社会・文化)での活動がバーチャルスペースで行われるようになると、各自治体間及び自治体・国家間の地理的な境界は意味がなくなり、国民・住民は、「誰が提供しているか」を余り意識しなくてもサービスが受けられることになる。

住民が「オンラインにより、地理的境界や区分を意識せず行政サービスを受けられる状況」に対応するには、「ITによって住民の生活はどう変わるか」「ITによって住民は何ができるようになるか」といった『住民の視点に立った：住民オリエンテッドな電子自治体化戦略 = e - L G (Local Government) 戦略』が必要になる。

このような視点から、国家レベルの戦略・計画である「e - J a p a n戦略」や「e - J a p a n重点計画」とは別に、まさに自治体自らがイニシアティブをとって進めるべき課題である。

### 【新たな視点とキーワード】

自治体は、これからも他の都道府県や市町村との連携、地域住民との協働のもと、デジタル・ディバイドの解消に向けた情報インフラの整備、行政改革推進に連動した事務処理の一層の高度化、教育・福祉・環境・文化等の分野での行政サービスの向上、地域経済の活性化、雇用の創出、情報公開の推進など、真の電子自治体(デジタルガバメント)の確立に向けた先駆的取り組みを一層推進していかなくてはならない。

< 『デジタルガバメント』のポリシー >

- ・既存の行政システムのデジタル化に止まらず、住民の視点に立ったシステムの変革
- ・情報公開と情報共有を前提とした住民との「行動の共有」
- ・3つの本質： 「全体性」…行政全体をデジタル化  
「統合性」…各種システムの統合  
「創造性」…新しい価値の創造

(1) その際に留意すべきは「住民の視点に立つこと」であり、具体的には次の点である。

住民サービスの向上、行政サービス提供体制の改革と

電子自治体（デジタルガバメント）構築方針の全国的・国際的共有

国、県、市町村という境界や区分を意識することなく、すべての住民が高いレベルの行政サービスを享受できるようにするため、国・自治体を通じた行政組織の縦割りを排して業務改革を行い、電子自治体（デジタルガバメント）構築に当たっての方針（ポリシー）の全国的・国際的な共有を図る。

アプリケーション開発への民間ノウハウの積極的活用とIT関連産業をはじめとする新需要創出

自治体はサービス提供側であると同時に重要な消費者であるとの認識に立ち、民間企業のノウハウを最大限に利用することで、最小の負担で最大の成果を目指す。また、これによりIT関連産業をはじめとする新需要の創出を図り、地域経済・社会の活性化に資する。

インフラ整備は公共政策として自治体が積極的に推進

特に、採算性の問題から条件不利地域における情報インフラ整備は、民間主導だけでは進まないため、これらの地域については、国とも協力しながら自治体が積極的に推進する。

## 地域住民がITの利便を享受できる社会の実現

条件不利地域の住民や高齢者・障害者にも利用しやすいソフトや端末の研究・開発を行うとともに、人材育成・IT施策に関する普及啓発活動を行う。

(2) また、今後のIT施策は『分担と連携』をキーワードに推進していく。

### 『分担と連携』

各自治体自らの発意により、地域の実情、特性等に応じ、適切な役割**分担**と資産の相互利用等の**連携**を進める。

**分担**：各自治体が個々にアプリケーションを研究開発するのではなく、開発したアプリケーションの成果（アウトプット）を全自治体が共用することを前提に共同研究し、開発を自治体ごとに特化して、コストの削減及び重複投資の回避を図るとともに、住民が受けるサービスの格差を解消する。

**連携**：地理的な自治体間境界が意識されなくなるため、自治体連携が不可欠であり、連携を加速する必要がある。  
ただし、他の自治体と同じような（金太郎飴的な）成果を願うような「横並び」の精神では行動しない。

## 【具体的な施策】

### 方針（ポリシー）の共有

- ・全国知事会情報化推進対策特別委員会

### 公共モデルの開発

- ・自治体の連携による電子自治体アプリケーションの早期かつ効率的な構築・運用
- ・ITを活用し自治体の行政改革を支援するビジネス（ソリューションビジネス）の育成

- ・学校教育用等のコンテンツ（デジタル教材）の共用

### 地域住民の情報力強化

- ・地域住民の情報リテラシー向上  
IT講習会の実施  
地域住民のIT活用をサポートする仕組の構築
- ・障害者、高齢者の声を十分に配慮し、あまねく住民が行政サービスを楽しむことができるシステム構築、アプリケーションの開発、情報リテラシー向上施策の推進

### 地域における高度な人材養成

- ・自治体連携による電子自治体を担う職員の養成
- ・地域に定着し、地域に根ざしたアプリケーションの提言・開発を行うIT専門家の確保・養成
- ・海外からのIT人材の受け入れ

### 情報インフラの整備・相互活用

- ・情報インフラの整備は、可能な限り民間通信事業者の積極的な整備投資を誘導 民間事業者に対する補助・融資などの誘導施策の充実
- ・過疎地域や離島など、民間による整備が期待できない条件不利地域における公共的手法によるインフラ整備促進
- ・国や自治体が整備したインフラの民間への開放促進
- ・国や自治体が保有する情報インフラを活用した効率的なラストワンマイルの整備
- ・各自治体連携によるインターネットエクスチェンジ、データセンター構築
- ・集合住宅における高速インターネット・ネットワークの導入促進

### 業務改革の推進

- ・アウトソーシングの推進
- ・各都道府県が複数の市町村と共同で、システムの標準化やASP活用、BPR手法による業務の標準化等、抜本的な業務プロセスの見直しなどを推進

## IT産業の総合的支援

- ・「IT特区」制度の創設
- ・電子商取引の基盤となる認証局を自治体連携により整備

## 電子自治体の先進地域、先進国との連携・交流

- ・地域からIT戦略を考える会、日米電子自治体会議

### 【今後の行動】

住民オリエンテッドの電子自治体の構築に当たって、障害となる国のあらゆる規制・制度について、撤廃・改革を求めていく。

行政サービスは、住民により近い立場にある自治体が主体となって行うべきであり、国の役割はその支援に徹することを共通認識とする。

各都道府県は「e-LG戦略」を指針として、それぞれの地域性・住民ニーズに応じたIT政策を展開する。住民に最も近い立場にあるのは市町村であり、都道府県は市町村が地域性・住民ニーズに応じて行うIT政策に関し、情報やノウハウの提供、技術的支援を積極的に行う。

全国知事会情報化推進対策特別委員会は、平成13年12月に「電子政府・電子自治体の推進に係るアンケート調査」を実施し、各都道府県がIT施策を実施するに当たっての共通課題を明らかにした上で、その解決方策を別添の調査結果のとおり整理した。この中には、都道府県自らの努力により解決を図るべき事項も含まれており、これらについては今後より一層の努力を傾注することとしている。

なお、今回提言する「e-LG戦略」は、今後のIT社会の構築のための都道府県戦略の一方策を取りまとめたものであり、上記【今後の行動】を当面の共通認識として、積極的な推進を図ろうとするものである。

(別添)

「電子政府・電子自治体の推進に係るアンケート調査」結果

(平成14年4月9日情報化推進対策特別委員会了承)

1. 情報通信基盤の整備等ITの推進に係る国・地方公共団体・民間の役割について

共通課題 - 1 民間事業者は採算性を重視するため、過疎地域等条件不利地域での情報通信基盤整備の立ち遅れが課題となる。

解決方策 - 1 民間事業者による整備を公が支援する。

(具体的方策)

民間事業者への補助制度、税制優遇制度、無利子・低利融資制度の創設  
民間主導のための規制緩和の促進、国や地方公共団体の保有するダークファイバの民間事業者への廉価での早期開放  
無線等の代替サービスの検討など民間事業展開を促進するための国の指導  
実用的かつ投資効果の高い回線(リーチDSL等)に関する官民共同の研究開発と普及  
民間事業者によるサービス提供が見込まれない地域における需要の創出

解決方策 - 2 国や地方公共団体が直接整備する。

(具体的方策)

一定水準の情報通信基盤の整備やサービスの提供をナショナルミニマムと位置付け、国が早急に整備する。  
公共事業によるインフラ整備やインフラ整備を促す新たな補助制度を創設する。  
地方公共団体は地域間を結ぶ幹線や学校・公民館等の公共施設を結ぶ足回り線等の地域情報網を自らが整備する。国は地域情報網の整備を全て公共事業と位置付け、関連予算を大幅に増額する。  
過疎地域等の不採算地域を多く抱える地方公共団体に対し国は重点的な支援策を講ずる。  
デジタル・ディバイド是正に要する地方公共団体の財政需要に対して国は的確な財政措置を講ずる。

共通課題 - 2 過疎地域・山村等条件不利地域では民間主導によるブロードバンドインフラの整備が見込み難い。

解決方策 - 1 市町村に対して十分な財政支援を行う。

( 具体的方策 )

公共事業的手法によりブロードバンドインフラの整備を行う場合は、財政基盤の脆弱な市町村等に対して手厚い支援を行う。

地理的要因によるデジタル・ディバイドを防止するため、地域公共ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網整備事業の継続実施を行う。

地域公共ネットワークの整備促進に当たっては、全ての市町村を対象に地方財政措置や交付金等の特定財源による支援措置を充実させる。

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業は都道府県や市町村の裏負担がなくても採択する。

解決方策 - 2 民間事業者に対し可能な限りの整備の要請と支援を行う。

( 具体的方策 )

新たな補助制度の創設や誘導施策を策定する。

支援策としてN T Tの無利子融資や財投資金の長期低利融資の適用を検討する。

条件不利地域での携帯電話の鉄塔整備について国が事業者に直接支援する。

基盤整備以外にプロバイダーサービスの提供が行われるための民間事業者の参入促進施策を実施する。

地方公共団体が整備した光ファイバを民間事業者が積極的に利用できる制度改正を行う。

民間ネット接続業者の設備投資への助成を行う。

規制の見直しによる市場原理の円滑化やインセンティブの付与により積極的な環境整備を行う。

共通課題 - 3 地域ITリーダーの育成が急務である。

解決方策 - 1 国は人材育成施策の充実を図る。

( 具体的方策 )

地域ITサポートセンター事業を始めとした地方公共団体への支援策を拡大する。

IT講習会を継続実施するとともに研修システムの構築を図る。

地方においては高度なIT技術を有する人材が大幅に不足しているため、海外からのIT技術者の入国の際の制限を緩和する。

地域ITリーダー確保活用事業の財源にIT講習基金を活用できるよう制度改

正を行う。

## 解決方策 - 2 地方公共団体による環境整備を行う。

( 具体的方策 )

シニアネット等のNPO法人を育成し、市町村と民間が連携した推進体制を構築する。

海外からのIT技術者に対し居住環境の整備を行う。

市町村高度IT人材育成事業等を活用し、ネットワークの整備・運用に必要な知識・技術を備えた庁内のIT人材育成を図るとともに、一般職員に今後はネットユーザーとしての基礎知識やセキュリティー対策も習得できるよう研修体制を整備する。

地方からの情報発信のためコンテンツ制作技術者の育成確保を図る。

IT基礎技能住民サポートセンターを各市町村に設置し、住民が日常的にパソコンを活用する際の質問対応等のサポートを実施する。

高齢者等の情報弱者に操作が容易な機器やアプリケーションの開発を業者に求める。

## 2 . 国・地方を通じる情報通信ネットワークの構築に当たっての課題と解決方策について

|   |
|---|
| 共通課題 - 1 地域情報網の構築には多額の費用と時間を要し、対応に苦慮している。 |
|---|

## 解決方策 - 1 国の施設・設備を地域情報網整備に活用する。

( 具体的方策 )

国の「情報BOX」、電線共同溝及び余剰光ファイバについて、地方公共団体が地域情報網の構築に活用できる施策を創設する。

地方公共団体が整備した情報ネットワーク同士を接続するより広域的なネットワークを構築するため、国が保有するダークファイバを開放する。

道路・河川管理用光ファイバの民間開放は2002年4月から実施されるが、民間利用に制限を付けず廉価で開放する。

## 解決方策 - 2 地方公共団体が整備した情報基盤施設を民間が活用する。

( 具体的方策 )

公共で敷設済みの光ファイバをケーブルテレビ会社やDSL用などで幅広く利用できるよう制度改正を行う。

地方公共団体が地域イントラネット基盤施設整備事業等で整備を行った光ファイバ等の伝送施設を民間に開放するための制度改正を行う。

民間電気通信事業者によるバックボーンネットワークの利用、敷設・整備を促進するため、地方公共団体は、ア) 地方公共団体が所有する光ファイバ等の設備に関する情報開示の促進、利用料金の見直し、イ) 光ファイバ敷設・整備に係る規制緩和と諸手続の簡素化、ウ) 道路横断・河川横断管路等の整備、エ) 地方公共団体所有の光ファイバと他のネットワークとの相互接続性の確保を行う必要がある。

解決方策 - 3 情報基盤整備に対して国は十分な財政支援を行う。

( 具体的方策 )

インフラ整備に係る国庫補助率の引き上げ、国による計画的な専門的技術を有する人材の育成とセキュリティ確保策など技術的支援を実施する。

基盤整備後の運用経費についても十分な財政措置を行う。

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業に係る当初予算枠の充実確保。

共通課題 - 2 地方公共団体が行政のネットワーク化を推進するに当たっては多額のネットワーク構築費及び回線維持費用が必要である。

解決方策 - 1 国の補助事業や地方財政措置の充実を図る。

( 具体的方策 )

通信事業者からの回線借用を補助対象にするなど地域イントラネット基盤施設整備事業や新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業等の補助事業を充実させる。

高速大容量の通信設備の整備に関して、回線や保守等の運用経費に対する財政支援を行う。

庁内のパソコン等の機器やシステム整備等に係る特例の補助事業や起債制度の創設等を行う。

解決方策 - 2 複数の行政ネットワークの統合や技術面、人材面の充実を図る。

( 具体的方策 )

L G W A N、住民基本台帳ネットワーク及び庁内 L A N など今後地方公共団体側で運用する行政ネットワークに関しシステム相互の業務上の関連性を明確にするため、地方公共団体側が統一的なビジョンを形成する。

総合行政ネットワーク運営協議会を中心に制度面、アプリケーション面の更なる整備推進を行う。

共通課題 - 3 申請・届出等の電子化の推進には多額の経費を必要とし、個々の地方公共団体単独での整備は非効率である。

解決方策 - 1 複数の地方公共団体による共同開発・共同利用システムの整備を図る。

( 具体的方策 )

システムの導入促進や運営コストの低減化を図るために国は財政支援を行う。汎用受付システム等の開発成果や必要となるハード・ソフトの仕様などについて国はできる限り早期の情報提供を行う。

コストの縮減、業務改革など市町村の共通課題解決のためにも、都道府県はASPの活用方法や共同運営方式の検討など市町村の自主的な検討を支援する。現行事務の単なる電子化に止まらず、既存の事務手続きや条例、規則等の業務内容の見直しに連携させてシステムの導入を図る。

解決方策 - 2 国は統一的なシステム整備と情報提供を行う。

( 具体的方策 )

電子入札コアシステムなどの汎用受付等のシステムを国は地方公共団体に定額で提供する。

法定受託事務や自治事務等全国共通的な手続きの電子化について地方公共団体の費用負担軽減のためにも国は統一的な電子化を図り、利用しやすいシステムの提供を行う。

国は認証基盤の具体的な内容を明らかにし、汎用受付システムの基本仕様を早期に確定する。

マルチペイメントネットワークシステム実現のため、国は全国的な収納代理金融機関の枠組みの見直し、取扱手数料負担の考え方を検討する。

都道府県で構築する汎用受付システムで扱う業務とL G W A N、A S Pで扱う業務、各省庁のアクションプランにより構築する業務の棲み分けが不明瞭なために結果的に汎用受付システムの構築対象業務が不明瞭になっているため国は統一的な情報提供を行う。

認証基盤や決済基盤など全国的に共通であることが望ましい基盤は国が主体的かつ迅速に整備し、詳細な仕様等を早急に提示する。

国はオンライン手続きや認証基盤に関する早急な法体系の整備、電子化手続きの具体的方策の早期提示、円滑な電子申請システム導入のための型定義の統一、申請様式作成のためのXML作成ツールの提供を行う。

共通課題 - 4 L G W A Nの必要性について市町村の理解を得られていない。

解決方策 市町村に対して積極的なP Rと情報提供を行う。

( 具体的方策 )

説明会を開催し、L G W A N構築によるメリット、デメリットの明確な提示や構築後の具体的な効果についての指標などの情報提供を行う。

魅力のあるコンテンツメニューを充実させる。

ネットワーク整備・運用に対する財政面・技術面の支援とA S Pを活用してサービスを充実させる。

共通課題 - 5 L G W A N構築のための必要な情報の入手、運営経費の負担、人材の確保等様々な課題がある。

解決方策 - 1 国による財政支援を充実させる。

( 具体的方策 )

運用経費について財政力が弱く条件不利地域を多く抱える市町村に支援措置を行う。

ネットワーク接続機器は市町村で同等のスペックが求められるため特に財政負担が重くなる町村に対して地方交付税措置以外の支援措置を強化する。

解決方策 - 2 既存ネットワークの有効活用を図る。

( 具体的方策 )

地域イントラネットの機器類をL G W A N構築に有効活用し財政負担の軽減を図る。

地域公共ネットワークとL G W A Nとの接続条件を明確にする。

地域公共ネットワークで整備した回線のうち、外部ネットワークへオープンに接続していない部分をセキュリティーの確保を前提に効率利用のためL G W A Nに接続して利用する。

住民基本台帳ネットワークシステムのL G W A N利用についても検討する。

府省別の補助事業により整備されたシステム間の連携がスムーズに行えるような補助制度の見直しを行う。

解決方策 - 3 個別ネットワークをL G W A Nに統合する。

( 具体的方策 )

国と地方公共団体を結ぶネットワークを個別システム毎に整備することなく、L G W A Nを活用し効率的に施策を推進する。

各省ごと、システムごとに整備されている各種ネットワークをL G W A Nに統合して効率よく経済的に運営できるよう、セキュリティの向上など所要の措置を行う。

各省ごとに地方公共団体と接続するシステムや汎用受付システム、電子入札システムなど電子自治体を構成する各種システムは、L G W A NにA S Pとして接続するための検討を行う。

共通課題 - 6 合併を予定している市町村はL G W A Nへの投資が無駄になる可能性があるため、平成15年度までの接続の障害になる。

解決方策 重複投資を防ぐための整備手法を検討する。

(具体的方策)

国が合併とL G W A Nの接続についての整合性ある方針を示す。

国は平成15年までとなっている接続経費や運営費に対する地方財政措置を延長する。

市町村合併の特例措置が平成16年度末までとなっているのであればL G W A Nとの接続時期も平成16年度末まで延長する。

市町村合併を前提とした電子化への取組に対して補助対象の拡大や補助率の嵩上げを実施する。

市町村合併を視野に置いた広域W A Nを単位とした加入を考慮する。

共通課題 - 7 市町村に電子自治体構築への意識の希薄等による取組みの遅れがある。

解決方策 - 1 情報の提供、啓蒙活動の実施に努める。

(具体的方策)

都道府県が市町村と構成する連絡協議会を通じて、情報の提供、意識啓発、市町村の抱く共通課題の解決のための対応方法を検討する。

首長に対する啓蒙等を国が積極的に実施する。

解決方策 - 2 人材の育成・確保に努める。

(具体的方策)

総務省の電子自治体推進市町村サポート事業などを活用して市町村を側面から支援する。

東京での研修は派遣旅費負担が大のため、地方において数多く実施する。

総務省から地方公共団体の人事管理者に対して、電子自治体推進のために必要

な職員の育成・確保に努めるよう要請する。

高度な情報通信技術の知識を持った人材を確保するため、期限付任用制度や中立的な第三者機関の設置など制度的な人材確保対策を実施する。

共通課題 - 8 電子自治体の構築を各市町村の個別の取組に任せていたのでは遅々として進まない上に非効率である。

解決方策 都道府県と市町村が連携して取り組む。

( 具体的方策 )

情報の交換・相談・協議などを行い、システムの共同開発・運用を行う体制を作る。

市町村広域連携の促進のため、システムの標準化や行政 A S P の活用等を市町村合併の取組みと併せ、都道府県が支援しながら進める。

共同開発・共同利用型のシステム整備を目指す。

B P R 手法等抜本的な業務プロセスの見直し等を都道府県、市町村参画による協議会を設置し推進する。

共通課題 - 9 ネットワーク整備やシステム構築には大きな経費と人材が必要である。

解決方策 - 1 国や地方公共団体は実証実験成果についての情報提供等を行う。

( 具体的方策 )

国がパイロット事業等の実証実験の結果を踏まえ、地方公共団体が共通で利用できるパッケージを早急に構築し、地方公共団体に安価で提供する。

システムを開発した地方公共団体が情報を開示する。

民間事業者が地方公共団体向けに安価で多くの汎用ソフトや情報処理サービスの提供を行うよう、国は民間事業者に要請を行う。

解決方策 - 2 財政措置を充実させる。

( 具体的方策 )

国はソフトウェアやシステムの運営に対して支援措置を行う。

解決方策 - 3 共同開発・共同運営の仕組みを作る。

( 具体的方策 )

複数の地方公共団体による申請・届出のオンライン化等についての共同利用型システムの構築を行う。

認証基盤等全国共通なシステムは、できる限り共同整備・共同運用方式により導入・維持コストの削減を図る。

#### 解決方策 - 4 意識啓発と人材の育成・確保を行う。

(具体的方策)

自己啓発以外のきっかけづくりとして、国や都道府県の情報化推進責任者による直接ヒヤリングを実施する。

IT関連企業をリストラになった技術者を一定期間市町村で受け入れることができる仕組みや支援制度を創設する。

### 3. ITを活用した地域間の広域連携の推進等今後の課題について

|                             |
|-----------------------------|
| 共通課題 全体調整のための機関を充実させる必要がある。 |
|-----------------------------|

#### 解決方策 既存組織の充実・強化を図る。

(具体的方策)

地方自治情報センターの組織機能の強化を図る。平成14年度から住基ネットの運用開始やL G W A Nの市町村の参加など、地方自治情報センターが運営するシステムの本格稼働が始まる。地方自治情報センターは単に住民基本台帳ネットワークシステムやL G W A Nのセンター運営業務を行うだけでなく、地方公共団体がこれらのネットワークを構築、運営していくための各種サポート業務についても強化する必要があり、人的、予算的にも拡充すると同時に、組織の抜本的活性化が必要である。

総務省総合通信基盤局との連携・協力体制を推進する。地域公共ネットワークの整備を始め、総務省総合通信局との一層の連携・協力は不可欠であり、総合通信局におけるサポート体制の充実が望まれる。

L G W A N運営協議会の正式メンバーに総務省も参加すべきである。L G W A Nは国の府省との関係が強く、各種決定を行う上で総務省は中心的な役割を果たすべきである。

## 情報化推進対策特別委員会委員名簿

平成14年6月14日  
全国知事会

|        |    |     |
|--------|----|-----|
| 北海道知事  | 堀  | 達也  |
| 岩手県知事  | 増田 | 寛也  |
| 福島県知事  | 佐藤 | 栄佐久 |
| 東京都知事  | 石原 | 慎太郎 |
| 栃木県知事  | 福田 | 昭夫  |
| 茨城県知事  | 橋本 | 昌   |
| 千葉県知事  | 堂本 | 暁子  |
| 富山県知事  | 中沖 | 豊   |
| 岐阜県知事  | 梶原 | 拓   |
| 大阪府知事  | 太田 | 房江  |
| 奈良県知事  | 柿本 | 善也  |
| 和歌山県知事 | 木村 | 良樹  |
| 岡山県知事  | 石井 | 正弘  |
| 広島県知事  | 藤田 | 雄山  |
| 徳島県知事  | 大田 | 正   |
| 高知県知事  | 橋本 | 大二郎 |
| 福岡県知事  | 麻生 | 渡   |
| 熊本県知事  | 潮谷 | 義子  |
| 沖縄県知事  | 稲嶺 | 恵一  |

( : 委員長)